

# 山梨県未利用材活用促進事業 募集要項（令和5年度追加募集）

## 1 趣旨

この要項は、「山梨県未利用材活用促進事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱」、「山梨県未利用材活用促進事業実施要領」によるものとする。

## 2 用語の定義

本事業における「未利用材」とは、次のいずれかに該当する木質バイオマス資源（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。

- (1) 伐採、造材時に発生する端材、末木、枝条
- (2) 未利用間伐材
- (3) ナラ枯れ被害材（「山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン」（令和3年8月30日付け山梨県林政部森林整備課）に従って運搬されるものに限る。）
- (4) その他の林地残材

## 3 申請者の要件

次の各号に掲げる県内の団体等とする。

- (1) 森林組合及び森林組合連合会
- (2) 林業者等の組織する団体
- (3) 木材関連事業者等の組織する団体
- (4) 民間事業者
- (5) その他知事が適当と認める者

## 4 補助対象経費及び補助単価

補助対象経費：未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産され、又は発生する木質バイオマスの運搬費

補助単価：1,500円/m<sup>3</sup>以内

## 5 補助金の額

補助金は、予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

## 6 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和6年3月31日（日）まで

## 7 応募

申請者は、補助金交付申請前に事業の応募をすること。

※応募は順次受け付け、予算額を超えた時点で募集を締め切る

### (1) 応募期間

令和5年12月25日（月）～令和6年1月19日（金）

ア 郵送の場合は、1月19日までに下記応募先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、1月19日の午後4時までに下記応募先で受け付けたものに限り有効とする。

### (2) 応募書類

次の書類を応募期間内に提出すること。

①山梨県未利用材活用促進事業応募書【募集要領様式第1号】

### (3) 提出部数

正本1部

### (4) 応募先

応募書類は、下記まで郵送又は持参により提出するものとする。

応募書類を郵送した際は、併せて電話連絡を行うものとする。

山梨県林政部林業振興課

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

※申請者は、受理通知に記載された手続きに基づき申請手続きを行うものとする。

## 8 その他

(1) 提出された応募書類は返却しないものとする。

(2) 他の補助金の受給対象となっている事業は補助の対象とならない。

様式第 1 号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

印

山梨県未利用材活用促進事業応募書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県未利用材活用促進事業募集要項（令和 5 年度追加募集）7 の規定により事業の応募をします。

1 運搬材積 m<sup>3</sup>

2 交付申請額 円